功労会員選出に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、定款の規定に基づき、功労会員選出に関し、必要な事項を定める。

（要件）

第２条　功労会員となることのできるものは、次の各項に掲げるいずれかの基準を満たし、推薦時に満 65 歳以上のものとする。

（１）本会の各種委員会委員長を経験し、かつ評議員を１５年以上委嘱されたもの

（２）支部長を経験し、かつ評議員を１５年以上委嘱されたもの

（３）支部学術集会会長を経験し、かつ評議員を１５年以上委嘱されたもの

（４）本会に対して特に貢献度が高いと理事会が判断したもの

（推薦手続）

第３条　功労会員の推薦手続きは、名誉会員の推薦手続きに準ずる。

（恩典）

第４条　功労会員には次の恩典が与えられる。

（１）社員総会における称号の授与

（２）定款第２章第 13 条ならびに第４章第 23 条に規定する恩典

（３）年次学術集会参加費を無料とする。

（英文表示）

第５条　本会功労会員の英文表示は、Distinguished Service Member of the Japanese Society of Intensive Care Medicineとする。

（改定）

第６条　この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2005 年 10 月 3 日から施行する。

この改定は、2006 年 5 月 16 日から施行する。

この改定は、2012 年２月 27 日から施行する。

この改定は、2013 年２月 28 日から施行する。

この改定は、2020 年 10 月 29 日から施行する。

この改定は、2021 年２月 11 日から施行する。

この改定は、2023 年 10 月 6 日から施行する。

この改定は、2024 年 12 月 20 日から施行する。